

東彼杵町いじめ防止基本方針

(改定版)

平成29年9月

東彼杵町・東彼杵町教育委員会

目 次

はじめに

第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項・・・・・・・・・・	1
I 策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
II 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 いじめの定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 いじめ防止等の対策に関する基本理念・・・・・・・・	2
3 いじめ防止等に関する基本的な考え方・・・・・・・・	3
第2章 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項・・・・・・・・・・	5
I いじめ防止等のために町が実施すべき施策・・・・・・・・・・	5
1 組織の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
2 いじめ防止等のための基本施策・・・・・・・・・・	5
II いじめ防止等のために学校が実施すべき施策・・・・・・・・・・	8
1 学校いじめ防止基本方針の策定及び公開・・・・・・・・	8
2 学校いじめ防止基本方針の内容・・・・・・・・・・	8
3 学校いじめ防止基本方針の策定に係る留意事項・・・・・・・・	15
4 「いじめ対策委員会」の設置と役割・・・・・・・・	15
III 重大事態への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
1 学校及び教育委員会による調査・・・・・・・・・・	17
2 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置・・	19
第3章 その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項・・・・・・・・	21
第4章 資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22

改定履歴

発行：平成26年1月

改定；平成29年9月

はじめに

子供の健やかな成長は、誰しも願うものであり、未来に生きる子供たちが自らの夢を描き、その実現に向けて生き生きと活動することができる社会を創造していくことは、私たち大人の重要な責務です。

しかし、近年「いじめ」を背景に、子供の生命や心身に重大な危険が及ぶ事態が生じ、大きな社会問題となっています。

また、情報通信技術の急速な発展により、インターネットやスマートフォン等を介しての新たな問題が発生するなど、「いじめ問題」は複雑化・潜在化の一途をたどり、一層深刻化しています。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の人権を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える決して許すことのできない行為であり、絶対に阻止しなければなりません。

私たちには、いじめられている子供がいたら、全身全霊をかけて守り抜くとともに、いじめている子供の行為を決して看過することなく、毅然とした態度で接し、二度と同じ過ちを繰り返さないように指導する務めがあります。

子供たちも、安心・安全で豊かな学校生活を創りだしていくために、いじめのない、いじめを許さない風土を自らの手で築きあげていくことが大切になります。

これまで東彼杵町教育委員会及び町内全ての小中学校は、「いじめは、人間として絶対に許されない卑怯な行為である。しかしながら、どこでも起こりうるものである」という考えの下、教育活動全体を通して、いじめ防止に向けた取組を継続してきました。

その中で、いじめ問題に対する意識の高まりとともに、一人一人をかけがえのない存在として認め、大切にしていこうとする風土が育ってきました。

しかしながら、いじめを根絶するまでには至っておらず、今後とも粘り強い取組が求められています。

そこで、いじめ防止・いじめ根絶への取組をさらに強化・推進していくために、国の「いじめ防止対策推進法」「いじめ防止等のための基本的な方針」、及び「長崎県いじめ防止基本方針」を基に、学校・家庭・地域社会全体で子供をいじめの問題等から守るという強い決意をこめて、「東彼杵町いじめ防止基本方針」を策定するものです。

今回、本方針の第3章における重要事項の規定のとおり、国や県の基本方針の改定を受け、本町の基本方針の見直しを検討し、改定を行った。

第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

I 策定の目的

東彼杵町における「いじめ防止」「いじめ根絶」に向けて、学校・家庭・地域社会、町・町教育委員会その他の関係機関が連携し、実効性のある対策を総合的かつ効果的に推進するために、いじめ防止対策推進法第12条の規定に基づき、いじめの未然防止、早期発見及びいじめへの対処等の基本的な方針を示すものとして、「東彼杵町いじめ防止基本方針」を策定する。なお、この基本方針は、文部科学大臣が定めた「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「長崎県いじめ防止基本方針」を参酌し、本町の実態を踏まえて策定したものである。

II 基本方針

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法第2条」以下法律名は省略する）

（1）ことばの解説

- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、持ち物を隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめの場合もあり、当該児童生徒の立場に立って見極める必要がある。

（2）いじめの具体的な態様（例）

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・ 身体や動作について不快なことを言われる。
 - ・ 存在を否定される。
 - ・ 嫌なあだ名をつけられ、しつこく呼ばれる。
- ② 仲間からはざされたり、集団によって無視をされたりする。
 - ・ 対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。
 - ・ 遊びやチームに入れない。
 - ・ 席を離される。
- ③ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

- ・身体をこづかれたり、触って知らないふりをされたりする。
 - ・殴られる、蹴られるが繰り返される。
 - ・遊びと称して対象の子が技をかけられる。
- ④ 金品をたかられたり、持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・脅かされ、お金を取られる。
 - ・靴に画鋲やガムを入れられる。
 - ・写真や鞆、靴等を傷つけられる。
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・万引きやかつあげを強要される。
 - ・大勢の前で衣服を脱がされる。
 - ・教師や大人に対して暴言を吐かせられる。
- ⑥ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ・パソコンや携帯電話の掲示板、ブログに恥ずかしい情報を載せられる。
 - ・いたずらや脅迫のメールが送られる。
 - ・SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）のグループから故意に外される。

※ これらの「いじめ」の中には、犯罪として取り扱われるべき行為で、早期に警察に相談することが望ましいものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮し、警察に相談・通報の上、連携した対応をとることが必要である。

（３）留意事項

- ① 一つ一つの行為がいじめか否かの判断は、表面的、形式的に行うことなく関係児童生徒の立場に立ち、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめの定義に該当するか否かを判断する。
- ② いじめか否かの判断は、特定の教職員のみで行うのではなく、法第２２条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（いじめ対策委員会等）」を活用して行う。
- ③ 指導の工夫として、例えば好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合にあっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第２２条の学校いじめ対策組織へ情報提供する。

２ いじめ防止等の対策に関する基本理念

子どもは地域の宝であり、かけがえのない存在である。その子どもたち一人一人が、自らの夢に向かい、自分らしく精一杯活動している姿は未来への希望である。

しかし、ひとたび「いじめ」が発生すると、健やかな成長が阻害され、将来に深刻な影響

を与え、大きな禍根を残すことにもなりかねない。

そこで、「いじめ」は人間にとって絶対に許されない卑怯な行為であるという強い考えの下、次のことを基本的な認識とする。

- ① いじめは、どの学校にも、どの集団にも、どの子にも起こりうる可能性があることを自覚し、その未然防止に全力を尽くす。
- ② いじめは、心身に重大な影響を及ぼす人権侵害であり、解決に向けて迅速かつ組織的に対応する。
- ③ 児童生徒は、みんなが仲良く安心して活動できるように、自らいじめ防止に努め、いじめを許さない風土を築いていかななくてはならない。
- ④ 学校・家庭・地域社会は、いじめのない社会を築き、児童生徒の健全育成を図るために、それぞれの役割を自覚し、相互に連携して取り組まなければならない。

3 いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止に関する役割

① 児童生徒

- 「児童等は、いじめを行ってはならない。(法第4条)」を深く自覚し、いじめが行われていると思ったときには、解消に向けて取り組んだり、周囲の仲間、先生、大人等に知らせたりする。
- 自分を大切にするとともに、他への思いやりをもち、みんなで協力していじめのない風土づくりに努める。

② 保護者

- 「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。(法第9条)」を常に心にとめ子どもを育てる。
- 日頃から児童生徒が悩み等を相談できる雰囲気づくりに努める。
- 自分の子とともに他の子どもにも目を向け、いじめを発見したり、いじめの予兆を感じたりしたら、速やかに学校や関係機関に連絡・相談する。

③ 学 校

- 全ての児童生徒が安心でき、自己肯定感や充実感が感じられる学校づくりを進める。
- 保護者、学校運営協議会、児童相談所その他の関係機関との連携を図り、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組む。
- いじめを受けていると思われるときには、迅速かつ適切に対処する。

④ 家庭・地域

- いじめを発見したり、いじめの兆候を感じたりしたら、速やかに学校や学校運営協議会、関係機関に相談する。
- いじめ問題が発生した場合、当事者間、家庭間で解決を図るだけでなく、事案によ

ってはPTAや学校運営協議会、関係機関と協議する。

・個人情報やプライバシーの問題も踏まえ、慎重に対応する。

⑤ 関係機関

- 学校と関係機関（警察、町民福祉係、要保護児童対策地域協議会、児童相談所、医療機関、法務局等）は、連携を密にし、情報交換、助言等により、いじめの防止やいじめ問題の解決にあたる。
 - ・学校及び関係機関は、連絡会議を開催するなどして、情報を共有し、協働していじめに対処する体制を整備する。

（２）いじめの早期発見

- ① 児童生徒のささいな変化に気づく力を高める。
- ② 「どうかな」「おかしいな」と思ったら、迷うことなく面談等を実施し、情報収集を行う。
- ③ 定期的・必要に応じたアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、相談しやすい体制を整える。
- ④ 家庭、学校運営協議会と連携して情報を収集する等、地域ぐるみで子どもを見守る体制をつくる。
- ⑤ 得られた情報等は、全職員で共有する。

（３）いじめへの対処

- ① いじめがあることが確認されたら、いじめを受けた児童生徒や情報を提供した児童生徒の安全を確保し、組織として速やかに対応する。
- ② 家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ関係機関と連携する。
- ③ 日頃から、教職員はいじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておくとともに、学校として組織的な対応ができるよう体制の整備を図っておく。

第2章 いじめ防止等のための対策に関する事項

I いじめ防止等のために町が実施すべき施策

1 組織の設置

(1) 「いじめ等学校問題サポートチーム」の設置

町教育委員会は、いじめ防止等の対策を迅速かつ実効的に行うために、「いじめ等学校問題サポートチーム」を設置する。

なお、これは、法第14条第3項に規定する機関と同等の機能を有する教育委員会の下に設置した組織である。

(2) 「いじめ等学校問題サポートチーム」の役割

- ① 町内小中学校からの「いじめ」に関する通報や相談を受け、第三者機関として当事者間の関係を調整したり指導助言したりして、問題の解決にあたる。
- ② 町内小中学校から「いじめ事案」について報告を受けた際、自ら調査を行う必要があると判断した場合、調査を実施する。

(3) 「いじめ等学校問題サポートチーム」の構成員

- 次の者で組織し、公平性・中立性を確保するように努める。
 - ・臨床心理士（スクールカウンセラー）
学識経験者、医師（校医）
 - ・教育委員会（教育委員、教育長、教育次長、係長、学校教育指導員、SSW）
 - ・青少年育成協議会副会長、主任児童委員、民生委員

2 いじめ防止等のための基本施策

町及び町教育委員会は、いじめ防止等のために次のような対策を講じる。

(1) いじめの防止

① 関係機関等との連携

- いじめ防止のための対策が、関係者の連携のもとに総合的かつ効果的に実施されるよう、学校、家庭、学校運営協議会、関係機関との連携を図るために必要な連絡調整を行う。
- 保護者が、法第9条に規定された責務を踏まえて、児童生徒の規範意識などを養うことができるよう、教育委員会や青少年育成協議会等が主催する講演会や研修会などを有効活用して啓発を図る。
- 「地域の子は地域で育てる」という認識のもと、あいさつ運動や見守り活動を行っている団体との連携を一層推進する。
- スポーツ大会や文化活動、地域における行事等を通じて、人との関わりを大切にす
る心情を育むとともに、健やかに成長していくよう、児童生徒が主体的に参加したり

参画したりする環境づくりを一層推進する。

- 「ココロねっこ運動」の啓発を一層図り、学校・家庭・地域が一体となった子育てを推進する。
- 「東彼杵町いじめ防止強調月間」を定め、学校・家庭・地域及び関係機関が連携して、いじめ防止等の取組を推進する。
- いじめ防止やいじめ根絶への理解を深め、率先していじめ防止へ取り組むことができるよう学校・家庭・地域社会への啓発を図る。

② 学校との連携

- 東彼杵町教育方針に示した「心の教育の推進」の具現化を図るために、各学校に工夫した取組を促す。
- 社会性、規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むため、道徳教育や人権教育が学校の教育活動全体を通じて効果的に実施されるよう指導する。
- 自主的・実践的な態度を育て、児童生徒が望ましい人間関係を築いていくことができるよう、児童会や生徒会の活動による「あいさつ運動」や「ボランティア活動」など自治的な活動を支援する。
- 「長崎っ子の心を見つめる教育週間」「スポーツ交流」「読書の集い」「弁論大会」「町内宿泊体験学習」等、各種行事や体験活動を推進し、友情を育むとともに、規範意識や正しい判断のもとに、責任をもって行動する力を育成する。
- 「夢・憧れ・志」を育み、自己肯定感を高めることができるような教育活動を奨励する。
- インターネット等を通じて行われるいじめを防止したり、効果的に対処したりすることができるよう、県の学校ネットパトロールとの連携を図るとともに、研修会や啓発活動を実施する。

(2) いじめの早期発見

- ① 24時間子供SOSダイヤル、メール相談窓口等いじめに関する相談や通報を受ける相談窓口の周知徹底を図る。

- 児童生徒、保護者等がいじめに係る相談を行うことができるよう各学校に相談窓口を設置し、その啓発に努める。
- 保護者等が児童生徒からいじめの相談を受け、いじめの事実があると思われるときは、当該児童生徒が在籍する学校へ連絡するなど適切な処置をとるよう啓発していく。
- 教職員等に対する研修会を実施し、相談技能の向上を図る。

- ② いじめの防止等のために必要な事項や対策を実施する。

- いじめの防止及び早期発見のための方策の提示や指導を行う。
- いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対して支援する。
- いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方について支援する。
- インターネット等を通じて行われるいじめへの対応の在り方について、研修の場を設けるとともに、同種のいじめに児童生徒が巻き込まれていないかを点検し、パトロー

ルする体制づくりを進める。

③ 学校におけるいじめ防止等に係る取組の点検・充実に努める。

○定期的・必要に応じたアンケートや個人面談などにより、各学校が把握したいじめ等に関する情報について、毎月報告を受けて実態を把握するとともに、その取組を点検し、必要により改善を図るよう指導する。

○「いじめ対策ハンドブック」「いじめ問題への取組チェックポイント」等を活用し、学校におけるいじめ防止等の取組の充実を促す。

④ PTAや学校運営協議会、地域の関係団体と組織的に連携・協働する体制づくりを進め、できるだけ多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止められるようにする。

(3) いじめに対する措置

① 学校からいじめに係る報告を受けたときには、当該校に対して必要に応じて支援を行ったり、適切な処置を講ずることを指示したりする。また、必要がある場合には調査を行い、いじめ解消への支援を行う。

② 教育委員会は、学校からの報告を受け、いじめを受けた児童生徒やその他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために、当該児童生徒の出席停止を命ずることが適当と判断した場合には、いじめを行った児童生徒の保護者に対して、学校教育法第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む）の規定により、必要な措置を講ずる。

③ スクールカウンセラーだけでは不足する場合は、県教育委員会へカウンセラーの派遣を依頼する。

④ 問題を抱える児童生徒の生活環境等の課題解決を図るため、スクールソーシャルワーカーを学校へ派遣する。

⑤ 学校警察連絡協議会を活用するとともに、町総務課防災担当を通じて、警察との情報共有を行うなどして、早期の立ち直り支援に努める。

⑥ 複数の学校間に関わるいじめ問題に適切に対処できるよう、学校相互の連携・協力体制を整備する。

(4) 学校評価・教員評価

○ 教育委員会は、各学校が学校評価や教員評価を行う際、必要に応じて次のような指導助言を行う。

① 学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけること。

② 教員評価において、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃から児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際は問題を隠さず、迅速かつ適切な情報提供や組織的な対応等について評価するよう、実施要領の策定や評価記録書の作成、各学校における教員評価への必要な指導・助言を行うこと。

Ⅱ いじめ防止等のために学校が実施すべき施策

学校は、法第13条の規定により基本方針を策定し、いじめ防止、早期発見、対処等に関する措置を実効的に推進する。また、組織的に対応するため、法第22条に基づき、いじめの防止等の対策のための組織（以下「いじめ対策委員会」）を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、教育委員会と連携を図りながら、学校の実情に応じて下記のような対策を推進する。

1 学校いじめ防止基本方針の策定及び公開

学校は、国・県・町の基本方針を参考に、どのようにいじめ防止等を進めていくか、その基本的な方向やいじめ防止策のため取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」）として定め、学校のホームページへの掲載その他の方法により公開し、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるようにする。

2 学校いじめ防止基本方針の内容

学校基本方針は、学校がいじめに対する組織的・計画的な「行動計画」としての機能を有するものとして策定する。

そのために、次のような項目に沿って作成する。

- ① 学校がどのような子どもを育てようとしているか
- ② 校内に設けるいじめ対策委員会等、組織について
- ③ P T A及び学校運営協議会、関係機関等との連携について
- ④ いじめ防止等に関する措置
 - いじめの防止
 - いじめの早期発見
 - いじめに対する措置

※ 「教職員は何をどうするのか」「保護者や地域はどんな協力をするのか」「関係機関とどう連携するのか」等を明らかにする。

（1）いじめの防止

いじめのない生き生きとした学校づくりに向けて、校内の指導体制の確立、家庭・地域との連携強化等を図り、いじめは絶対に許さないという風土を培っていくことが大切である。

- ① 校内指導体制の確立
 - いじめの重大性を全教職員で認識し、校長を中心に一致協力した指導体制を確立する。
特に、一人又は特定の教職員が問題を抱え込むことのないように留意する。
- ② 教職員の指導力向上

- 全ての教職員が日々の教材研究や授業改善に取り組み、「わかる授業」づくりを推進し進める。
- 県教育委員会発行の「いじめ対策ハンドブック」「いじめのない学校・学級づくり実践資料集」「いじめ問題への取組チェックポイント」等を活用した研修を実施したり、外部講師による講話を企画したりして、いじめ問題に関する指導の在り方等を教職員間で共通理解し、観察力や対応力の向上に努める。
- ③ 人権意識と生命尊重の態度の育成
 - 全ての教育活動を通して、社会性を培う取組や共感的人間関係を育成する指導・支援を継続する。
 - 人権教育の充実を図り、お互いを思いやり、尊重し、生命を大切にする指導等に努める。
- ④ 道德性を養う道德教育の充実
 - 「長崎県の道德教育」等を活用して、道德の時間の指導改善を図る。
 - 「長崎っ子の心を見つめる教育週間」等において、いじめ防止や生命尊重などをねらいとした道德の時間の指導や取組を実践する。
- ⑤ 子どもの自己肯定感の育成
 - 自他を認め合い、一人一人に居場所のある学校生活を築いていく中で、児童生徒の発達段階に応じて、「夢・憧れ・志」を育む教育等を推進し、自己肯定感を高めていく。
- ⑥ 子どもの自己指導能力の育成
 - 「非行防止教室のための教師用指導資料」等を活用し、児童生徒の「規範意識」や「思いやりの心」を育てる。
 - 小・中学校における道德科の授業をはじめ道德教育はもとより、学級活動、児童会・生徒会の活動等において、いじめの関わる問題を取り上げるなど、児童生徒が自主的に取り組む活動を計画的に仕組み、指導・支援する。
- ⑦ 学校として特に配慮が必要な児童生徒
 - 発達障害を含む、障害のある児童生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別的教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
 - 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
 - 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認については様々な考え方や捉え方があることを踏まえ、特定の考え方に固執しないよう教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
 - 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児

童生徒、風水害等の自然災害に遭った児童生徒（以下「被災児童生徒」という）が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

上記の児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

⑧ 家庭・地域・関係機関との連携強化

○家庭やPTA、学校運営協議会、地域の関係団体とともに、いじめの問題等について協議する機会を設け、いじめ防止や根絶に向けた地域ぐるみの対策を推進する。

○保護者向けリーフレット「大切な子どもたちをいじめから守るために」等を活用して、学校・家庭・地域等が一体となった取組を推進する。

⑨ 学校基本方針の周知

○いじめ問題に対する学校の基本方針の啓発に努め、保護者や地域住民の理解を得る。

- ・入学時、各年度始めに児童生徒、保護者、関係機関等へ学校基本方針の内容等を必ず説明する。
- ・ホームページ等で公開し、継続して周知徹底を図る。
- ・学校や保護者の役割、責任等について明らかにし、理解を得る。また、多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにする。

⑩ 学校基本方針による取組の評価

○ 学校基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事故対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況等を学校評価の評価項目に位置付け、目標の達成状況を評価する。

○ 評価結果を踏まえ、取組の改善を図るとともに、適切に評価し改善を図る。

○ 「いじめ問題への取組についてのチェックポイント」等を定期的に活用し、計画的かつ継続的な点検・評価に取り組むとともに、

○ いじめに対する教職員の問題意識を持続させる。

(2) いじめの早期発見

子どもに関する情報を全員で共有することは、いじめ問題へ取り組む第一歩である。そのためには、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒の変化や発する危険信号を見逃さないよう、アンテナを高く広く張り巡らしておく。

あわせて、定期的・必要に応じたアンケート調査や個人面談、教育相談等を実施し、さらには、メッセージ「長崎県の子どもたちへ」等の活用により、児童生徒がいじめ等を訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に努める。

① 教職員による観察や情報交換

○ 児童生徒のささいな変化に気づいた場合、教職員がいつでも情報を共有できる工夫

を行う。

- ・「気づきメモ（5W1Hの記入）」や「いじめチェック表」の活用
- ・職員朝会、連絡会等での情報交換

② 定期的・必要に応じたアンケートや個人面談等の実施

- 児童生徒の生活実態について、きめ細かな把握に努める。
 - ・定期的・必要に応じたアンケートや個人面談・保護者面談の実施
 - ・生活ノート、日記等の活用
 - ・相談箱、相談電話の活用

③ 教育相談体制の整備

- 児童生徒や保護者等の悩みを積極的に受け止めることができる教育相談体制を校内に整備するとともに、周知や広報活動を継続する。
 - ・スクールカウンセラーの活用
 - ・養護教諭による保健室相談、ハラスメントに係る校内相談員、教頭等による教育相談の活用
 - ・町教育委員会のスクールソーシャルワーカー、学校教育指導員の活用

④ 児童生徒への働きかけ

- 道徳の時間や学級活動等を中心に、全ての教育活動を通して、児童生徒がいじめを自分の問題として真剣に受け止め、いじめをしない、いじめを許さない態度や自分たちでいじめ防止・いじめ根絶に取り組もうとする強い意識を育てる。
- 教育活動全体を通して、いじめを見たり、聞いたり、あるいは自分自身がいじめられたりしたら、それを抑止したり、すぐに相談したりする勇気をもつよう指導する。

⑤ P T A、関係機関との連携

- 児童生徒の悩みや相談をできるだけ多く受け止めることができるよう、P T Aや学校運営協議会、地域の関係団体と組織的に連携・協働する体制をつくる。
 - ・日頃から子どもの話に耳を傾け、不安や悩みをいつでも相談できる環境づくりに努めるよう保護者への啓発を図る。
 - ・子どもの小さな変化に気をとめ、気づいたことがあれば、学校へ連絡・相談するよう働きかける。
 - ・立哨指導を行っているボランティア団体を始め、地域住民からも情報を得るよう努める。

⑥ 相談機関の周知

- 学校以外（24時間子供SOSダイヤル、メール相談窓口、親子ホットライン等）の相談窓口について、周知や広報を継続して行う。
 - ・P T A総会や学年P T A、学校だより、学級だより等の活用
 - ・ホームページへの掲載

(3) いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、全教職員の共通理解、保護者の協力を得て、関係機関、専門機関と連携し、速やかに組織として対応する。

その際、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導を行う。

① いじめの発見や相談を受けたときの対応

- 遊びや悪ふざけに見えても、いじめと疑われる行為を発見した場合、すぐその場でその行為を止める。
- 児童生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。
- ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持ち、苦しさや不安等を共感的に受け入れ誠実に対応する。
- いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。
- 正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制を整える。

② 組織的な対応

- いじめを発見したり通報を受けたりした教職員は、一人で抱え込むことなく、直ちにいじめ対策委員会へ報告し、情報を共有する。
- いじめ対策委員会は、速やかに指導・支援体制を組み、対応の組織化を図る。
- いじめられた児童生徒やいじめの情報を提供した児童生徒を徹底して守り、安心感を抱かせ、心身の安全を確保する。
- 正確かつ迅速に事実関係の把握に努め、事実を明らかにして、保護者と協力して対応する。

③ いじめられた児童生徒及びその保護者への支援

- いじめられている児童生徒やいじめの情報を提供した児童生徒から事実関係の聴取を行う。その際、個人情報の取扱いには十分注意する。
 - ・他の児童生徒の目に触れないような場所や時間帯に配慮する。
 - ・原則として同性の職員を同席させるなど複数の教職員で対応する。
 - ・「誰が誰を（加害者と被害者）」「いつ、どこで（時期と場所）」「どんな内容、その被害（内容）」「きっかけ（背景と要因）」「いつ頃から、くらい続いているのか（期間）」等を確実に聴き取る。
 - ・つらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
 - ・自信をもつような言葉かけを行うなど、自尊感情を高めるよう配慮する。
 - ・「相談内容は絶対に口外しない」「最後まで守り抜く」、そして「必ず解決する」という強い気持ちを伝え、希望を抱かせる。
 - ・必要により、周囲の児童生徒や保護者などから事情を聴き取り、正確な事実関係の把握に努める。
- 被害児童生徒をいじめから守り通すため、必要な措置を弾力的にとるとともに、心のケアにも十分配慮する。
 - ・関係児童生徒と欠かさず面談を行い、心の安定を図る。
 - ・登下校や休み時間、清掃時間等においても、教職員の目が届くように配慮する。
- 保護者と常に連携し、問題が解決するまで継続して取り組む。

- ・発見や通報があったその日のうちに保護者と面談（家庭訪問等）し、把握した事実を伝える。
- ・保護者の訴え等には真摯に耳を傾け、苦しさや不安等を共感的に受け入れ誠実に対応する。
- ・連絡や報告等を継続し、常に情報を共有する。
- ・学校の指導方針を伝えて理解を求めたり、今後の対応について協議したりして、協働して対処する。
- ・児童生徒の家庭での言動を見守ってもらい、どんなにささいなことでも相談するよう依頼する。

○いじめられている児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、当該児童生徒に寄り添い支える体制を作る。

○状況に応じて、心理や福祉等の外部専門家の協力を得る。

④ いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

○いじめた児童生徒から事実関係の聴取を行う。必要により、アンケート等を実施し、多面的に情報を集めるとともに正確な事実関係の把握に努める。また、状況に応じ、他の児童生徒からも事情を聴き取るようにする。

その際、個人情報の取扱いには十分注意する。

いじめが確認できた場合は、その解決に向けて組織として動き、再発防止に取り組む。

- ・いじめの経緯や状況、そのときの思い等について十分に聴き取るとともに、いじめに至った背景にも目を向けて指導する。
- ・心理的孤立感、疎外感を与えないようにするなど、一定の教育的配慮の下、毅然とした態度と粘り強い指導を継続し、いじめが人として決して許されない行為であることや、いじめられる者の思いを認識させる。

○状況によっては、教育的配慮の下、特別の指導計画による指導（出席停止を含む）のほか、警察等との連携による措置も含めて対応する。

○保護者には、確実な情報を迅速に伝えとともに、助言を継続する。

- ・事実関係を正確に説明するとともに、いじめられた児童生徒や保護者のつらく悲しい思いを伝え、よりよい解決を図ることを確認する。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・児童生徒の変容を図るために、親としての今後の関わり方や働きかけ等を共に考え、具体的な助言を継続する。

⑤ 周りの子どもたちへの働きかけ

○はやし立てたり面白がったりする存在（観衆）、あるいは周辺で見て見ぬふりをし、暗黙の了解を与えている存在（傍観者）も、いじめを肯定していることを理解させる。

○当事者間の問題だけにとどめることなく、学級・学年・学校全体の問題として取り上げ、「観衆」や「傍観者」からいじめを抑止する「仲裁者」になるよう発想の転換を促す。

○いじめの相談をすることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させる。

○教育活動全体を通して、互いを尊重し認め合う人間関係づくりに努める。

⑥ いじめ解消の要件と継続した指導

○いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。進級・進学・転学の際は、引継ぎシート等を活用し情報を確実に引き継ぐ。

(要件1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又はいじめ対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

(要件2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかを面談等により確認する。

学校は、いじめの解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全を・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

○教育相談や日記等での関わりを継続するなど、その後の状況についても把握する。

○いじめられた児童生徒のよさを見つけ、賞賛したり認めたりなどして自信をもたせ、自己肯定感を高める。

○必要により、いじめられた児童生徒、いじめた児童生徒及び関係児童生徒のカウンセリングを行う等、心のケアに十分配慮する。

○いじめの発生事案をもとに、再発防止・未然防止への取組を再確認し、実践計画に

基づき、いじめ防止・いじめ根絶を推進する。

⑦ ネット上のいじめへの対応

○ネットパトロールを定期的に行い、不適切な書き込み等の発見に努める。

また、児童生徒、保護者等からも情報を得られるよう働きかける。

○ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除措置をとる。また、必要に応じて、警察や法務局等と適切な連携を図る。

3 学校いじめ防止基本方針策定に係る留意事項

- (1) 学校基本方針の策定に当たっては、方針を検討する段階から地域の方にも必ず参画していただき、地域を巻き込んだものとなるようにする。

また、児童生徒の意見も取り入れ、児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるようにする。

- (2) 学校基本方針は、単なる目標やスローガンの提示にとどまることなく、それが行動に移され、実際に成果を上げていく実効性のある内容とする。

そのためには、学校基本方針に、未然防止から対処に至る一連の取組や計画、取組を実施する組織、さらには関係機関等との連携などについて、学校の実態を踏まえて盛り込む。

4 「いじめ対策委員会」の設置と役割（組織の名称は学校の判断による。）

学校は、当該校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うために、複数の教職員、心理・福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される「組織」を置く。

いじめに対しては、学校が組織として対応することが重要であるが、必要により、心理・福祉等の専門家、学校運営協議会委員、民生委員等の地域関係者が参加しながら対応する。

【いじめ対策委員会の組織イメージ】

[当該学校の複数の教職員（例）]

校長、副校長、教頭、生徒指導担当教員、学年主任

養護教諭、学級担任、教育相談担当教員、部活動指導教員 等



※必要に応じて参加

[外部専門家及び地域関係者（例）]

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

心理・福祉等の専門家、学校運営協議会委員、民生委員、保護者等

【役 割】

(1) 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

- 学校基本方針の策定や見直し、いじめ防止に向けた取組についてP D C Aサイクルで検証する。
 - ・学校で定めたいじめ防止の取組が計画どおりに進んでいるかの確認
 - ・いじめへの対処がうまくいかなかったケースの検証
 - ・必要に応じた計画の見直し 等
- 「いじめ対策委員会」を機動的に運用できるよう、構成員全体で取り組む場合と、学校職員で取り組む場合を想定し、役割分担をしておく。
 - ・学校職員で取り組む場合も外部専門家から助言を得るように努める。
- 「いじめ対策委員会」を構成する「当該学校の複数の教職員」については、学校の実情に応じて決定する。
 - ・学校の管理職、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、教育相談担当教員、部活動指導担当教員などを中心に、組織的対応の中核として機能するような体制とする。
 - ・個々のいじめの防止、早期発見、対処に当たっては、関係の深い教職員を加えるなど、実効性のある柔軟な体制とする。

(2) いじめの相談・通報の窓口としての役割

- 児童生徒や保護者、地域住民等が、いじめの相談や通報ができるように、その窓口、手順、方法等を明確にしておく。

(3) いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

- 教職員はささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まず、全て当該組織に報告・相談する。
- 集められた情報は、個々の児童生徒ごとに記録・整理し、全職員で共有する。

(4) いじめに組織的に対応するための中核としての役割

- いじめの疑いに係る情報があったときには、直ちに協議の場をもち組織として対応する。
 - ・いじめに係る情報の迅速な共有
 - ・関係のある児童生徒への事実関係の聴取
 - ・指導や支援の体制、対応方針の決定
 - ・保護者との連携 等

Ⅲ 重大事態への対処

1 学校及び教育委員会による調査

(1) 重大事態の発生と調査

① 調査を要する重大事態の例

○生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

- ・児童生徒が自死を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

○相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合

- ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、一定期間連続して欠席しているような場合も、学校の設置者又は学校の判断で重大事態と認識する。

○その他の場合

- ・児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合。

② 重大事態の報告

○重大事態を認知した場合、直ちに発生の報告を行う。

- ・学校→教育委員会→町長

③ 調査の主体

○教育委員会は、学校からの報告を受け、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするか判断する。基本的には、学校のいじめ対策委員会が当初の調査を行うものとする。

○学校が主体となって調査を行う場合、教育委員会は必要な指導助言、指導主事の派遣等、適切な支援を行う。

○教育委員会が主体となって調査を行う場合は、次のとおりである。

- ・学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生防止に、必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合。
- ・学校の教育活動に支障が生じる恐れがある場合。

④ 調査を行う組織

○学校が組織した「いじめ対策委員会」又は教育委員会の下に設置した「いじめ等学校問題サポートチーム」において調査を行う。

- ・構成員の中に、調査対象となる事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいた場合、その者を除くなどして公平性・中立性を確保する。(必要により専門家を補充する。)

⑤ 事実関係を明確にするための調査の実施

○調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえ、教育委員会が積極的に指導・支援する。また、関係機関との連携を一層密にして対処していく。

○重大事態に至る要因となったいじめ行為について、事実関係を可能な限り時系列的に明確にする。その際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を

速やかに調査，整理する。

- ・いつ（いつ頃から）
- ・誰から
- ・どのような態様であったか
- ・いじめを生んだ背景や事情
- ・児童生徒の人間関係はどうであったか
- ・学校、教職員がどのように対応したか

○いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

- ・いじめられた児童生徒から十分に聴き取る。その際、つらい気持ちに共感を示すとともに、「最後まで守り抜き、必ず解決する」という強い思いを伝える。
- ・在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、個別の事案が広く明らかになり、いじめられた児童生徒やいじめの情報を提供した児童生徒に被害が及ばないように十分留意する。
- ・いじめられた児童生徒に対して、心身のケアを継続し、事情や心情に配慮しながら、安心して学校生活を送ることができるよう支援する。
- ・いじめた児童生徒に対しては、調査結果等をもとに面談し、事実関係の確認を行う。いじめが継続していれば、いじめの行為をすぐにやめるよう指導する。また、状況によっては、教育的配慮の下、特別の指導計画による指導（出席停止を含む）のほか、警察等との連携による措置を含め、毅然として対応する。

○いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合（いじめられた児童生徒が入院又は死亡した場合）

- ・いじめられた児童生徒の保護者の要望・意見を十分聴取するとともに、今後の調べ方やその内容について協議し、調査に着手する。
- ・調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等が考えられる。

⑥ いじめられた児童生徒が死亡したときの対応

○自死の再発を防止する観点から、教育委員会の指導・支援のもと自死の背景調査を実施する。

その際、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずる。

- ・遺族の気持ちに十分配慮しながら、要望・意見等を聴取する。
- ・在校生及び保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・遺族に対して、主体的に在校生への調査の実施を提案する。その際、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成、概ねの期間、方法、入手資料の取扱い、遺族への説明の在り方、調査結果の公表等に関する方針について、できる限り遺族と合意しておく。
- ・資料や情報は、できる限り偏りのないように多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、専門的知識及び経験を有する者の援助のもと、客観的、総合的に分析する。

- ・情報発信、情報対応については、プライバシーへも配慮し、正確で一貫した情報提供を行う。
- ・亡くなった児童生徒の尊厳を保持し、児童生徒による自死の連鎖を防ぐため「WHOによる自殺報道への提言」を参考にする。

※ 「WHOによる自殺報道への提言」については、「自殺予防 メディア関係者のための手引き」（内閣府）を参照

（２）調査結果の報告及び提供

① 調査結果の報告及び提供

○調査結果は、速やかに下記のように報告する。

- ・学校→教育委員会→町長

○いじめを受けた児童生徒及び保護者に対する情報を適切に提供する。

- ・学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係等の情報を適切に説明する。

② 調査結果を報告する際の留意事項

○学校が調査報告を行う場合、教育委員会は、報告の時期・内容・方法などについて必要な指導及び支援を行う。

○他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分気を配る。ただし、不必要に個人情報保護を事由に説明を怠るようなことがないようにする。

○質問紙による調査結果は、公表する前にいじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることを、調査対象となる児童生徒や保護者に事前に説明しておく。

○希望に応じて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見を調査結果の報告に添える。

２ 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置

（１）再調査

① 重大事態の報告を受けた町長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要があると認めるときは、報告結果について再調査を行うことができる。

② 再調査を行う「調査委員会」は、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）とし、調査の公平性・中立性を確保する。

③ 調査委員会の構成員は、学識経験者、各専門分野で活動している方々とする。

④ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗

状況及び調査結果を説明する。

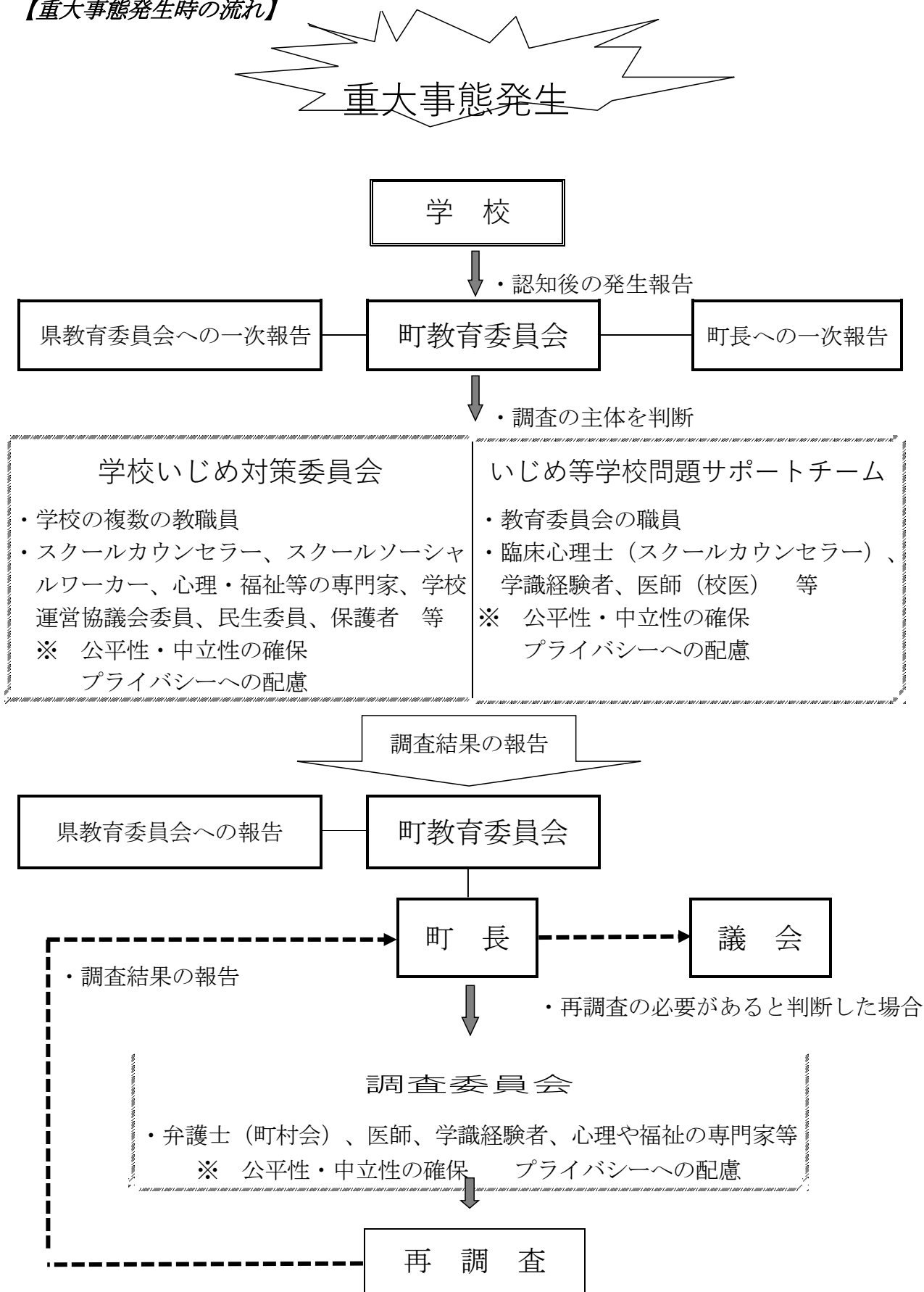
(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

- ① 再調査を行ったとき、町長はその結果を議会に報告する。
- ② 町長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の防止のために必要な措置を講ずる。

第3章 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

町は、当該基本方針の策定から3年の経過を目安として、法の施行状況、国や県の基本方針の変更等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

【重大事態発生時の流れ】



【学校いじめ防止基本方針及びいじめ対策委員会設置のためのチェックリスト】

項目	チェック	内 容
学校いじめ防止基本方針	☐	・国、県、町の基本方針を基に、学校いじめ防止基本方針を策定している。
	☐	・基本方針を策定する上で、保護者や学校運営協議会が参画している。
	☐	・基本方針には、目指す児童生徒像やいじめの防止、早期発見、対処等の取組を具体的に示している。
	☐	・児童会活動や生徒会活動など、児童生徒の主体的かつ積極的な参加ができる内容となっている。
	☐	・PTAや学校運営協議会、関係機関と連携したいじめ防止等の内容となっている。
	☐	・基本方針は、必ず入学時や年度始めに児童生徒、保護者、関係機関等に説明したり、ホームページ等で公開したりして、理解を得るように努めている。
いじめ対策委員会	☐	・いじめ対策委員会を設置している。
	☐	・構成員として、複数の教職員の他、必要に応じて外部専門家や地域関係者等を活用している。
	☐	・毎月1回定例会議を開催する等、計画的かつ実効的な運用に努めている。
	☐	・いじめ等に関する情報の収集や共有、その対応等、役割分担を具体的に示している。
	☐	・基本方針に基づく取組の実施状況を、学校評価の評価項目に位置づけその取組を評価し、必要に応じて修正を加え改善している。